車坐釆旦

										事業番	号	30		
					平成23	3年行政	事業	レビュ	ーシ	<b>− ト</b>	(厚	生党	<b>労働省)</b>	
事業名			<b>求職者支援制度に必要な経費</b>			担当部	担当部局庁		職業安定局派遣·有 職業能力開発局		3	作成責任者		
	集開始 •	平成23年度				担当	担当課室		職業安定局派遣・有: 課				安定局派遣・有期労働 対策部企画課長	
終了(予定) 年度		1 1 2 3 + 12											職業能力開発局能力開発課長	
会計区分		一般会計 (労働保険特別会計雇用勘定へ繰入) 分 労働保険特別会計雇用勘定					施策名		I-2-1 第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備す			等)を整備する		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		職業訓練の		関係する計画、 通知等		-	_							
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)		特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。												
(5行		せば、訓練受認 から、円滑な認 資も行う。 ・認定職業訓練	講を容易にす 川練受講に資 東を行う実施	けるため するた 機関に	できない求職者に かの給付として月程 こめに、単身者に こ対し、訓練コース E績に応じ、1人当	額10万円を支 ついては、月額 スに応じ訓練奨	給する 5万円 4励金の	。また、世帯 、同居の配付 )支給を行う	の状況、 偶者又は 。(基礎コ	生計費の地域差 父母等を有する ロース月額6万円	等により不 者について	足するは、月客	場合があること 頁10万円の融	
実力	施方法	■直接実施		<b>口業務委託等</b>		■補助	■補助		□貸付   □					
					20年度	21年度		22年	F度	23年	度	24	年度要求	
		予 ——	初予算			_		_	_	66,4			166,528	
- 天1	算額・	算補	正予算	算 —		_		_	_		12,001			
執	行額	┃状 ┃  繰	越し等	_		_		_	_		0			
(単12	∷百万円)	況	計	_		_		_	_	78,4	78,454		166,528	
		執行額		_		_	_							
		執行率(%)					_							
		成果技	指標	単位	23年度目標個	i /	単位	20年	度	21年度	22年月	度	目標値 (23年度)	
成果	目標及び	基礎コースの訓練修了 者の訓練修了後3ヶ月 時点の就職率			60.0	成果実績		_	-	_	_		60.0	
	果実績 フトカム)			%		達成度	%		-	_	_			
		実践コースの訓練修了 者の訓練修了後3ヶ月 時点の就職率			70.0	成果実績	%	_	-	_	_		70.0	
					70.0	達成度	%	_	-	_	_			
活動指標及び活動実績(アウトプット)			活動	指標			単位	20年	度	21年度	22年月	变	23年度活動見込	
					_	-	_	_		_				
			訓練受	講者	<b>汉</b>	活動実績		_	-	_	_		150,000	
			一 当初見込 み	^	_	_	_	_		_				
		職業訓練受講給付金 初回受給者数						_	_	_	_		120,000	
224 /-	L N/ 4 (1	218			3	 2,721百:		L 冓者数150,	.000人					
	な当たり コスト	38	218,140円/訓練受講者1人 				算出根拠 45,732百万円/初回受給者数120,,000人							
			23年度当初											
平成	認定職業訓練実施奨励給付金			5,027		平成24年	平成24年度より平年度(事業対象期間1年)の事業となることによる増(制度が施される平成23年度においては、事業対象期間は平成23年10月から平成24年							
<b>成</b> 2 3	求職者訓練受講支援給付金			7,584		-{行される平月  3月までの€					平成23年	10月か	ら平成24年	
-	求職者訓練受講支援補助金			210	1,446	- }								
2 4	事務費			936	5,715	-								
年度予算内記	独立行政法人高齢·障害·求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練勘定運営費交付金		2,696	5,171	•									
訳			61	6.453	166.528	1								

事業所管部局による点検										
評価	項目	特記事項								
0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。									
0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業 ではないか。									
_	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。									
0	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。									
_	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。									
0	受益者との負担関係は妥当であるか。									
_	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。									
0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。									
_	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。									
_	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。									
_	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	√平成23年10月施行の制度であるため、現時点では活動実績及び成果実績がなく、評価をすることは困難であ								
_	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	<b>న</b> ం								
_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。									
点 検 平成23年10月施行の制度であるため現時点での評価は困難であるが、施行後は効率的な予算執行に努めるとともに、実施状況等を踏 え、必要に応じて見直しを行う。 果										
 予算監視・効率化チームの所見										
	本事業は、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするため 金を支給すること等を通じ、その就職を支援するため、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。									
	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概	算要求における反映状況等)								
平成23年度の執行状況を踏まえ、効率的、効果的な運営に努めながら事業を実施する。										
	補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となって)	る場合はその結果も記載)								
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	評価 項 目 ○ 広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 ○ 国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。 - 不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。 ○ 支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。 - 単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。 ○ 受益者との負担関係は妥当であるか。 - 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 ○ 費目・使金が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 - 他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。 - 適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。 - 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 - 類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 - 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。  平成23年10月施行の制度であるため現時点での評価は困難であるが、施行後はえ、必要に応じて見直しを行う。  本事業は、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施すると金を支給すること等を通じ、その就職を支援するため、事業目的の妥当性上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概								

